

大館市〇〇町〇番〇号に

住居表示御成町から実施

住居表示のねらい

町名地番の混乱のため郵便、電報などの配達がおくれたり、家をたずねる場合など、多くのムダな時間を毎日のようにくりかえしている不便は、私たちの日常生活の体験として、顕著な事実であります。このような混乱は、国民生活ばかりでなく産業活動や行政事務にも多くの支障があります。

これは本来、住居表示のために設けられたものでなく、不動産の発録や戸籍の表示に使っているためです。

次に現在の番地がなぜ住居表示に適さないかを具体的にあげると、

- ①一つの地番で表示されるいわゆる一筆の土地の大きさ、形状などは、人の住所と必然的な関連がない。
- ②一筆の土地の境界および所在を確認することが困難である。
- ③土地の分合筆は所有者の自由であるため異動がはげしい。
- ④けた数の多い地番があるためまざらわしい。
- ⑤国有地などについては、土地台帳法の適用がなかつたため、現在なお多くの無番地がある。
- ⑥地番整理をする場合は、公図の整備からはじめ、土地に対する権利の保全に欠けることのないよう一筆毎の実測をやらなければならないため、多くの日数と経費を要する。

人の多く住む市街地では、住居表示のための符号が確然としていることが近代都市としての基礎的条件の一つであり、

また、このような制度を確立しておくことは都市計画の初歩の前提条件でもあります。

これまで、若干の市町村で自発的に住居表示をわかりやすくする努力が行われてきたようですが、たとえそれが地番にわかるより合理的な方法を考えたとしても、それが国の制度として公に認められた表示方法でないために徹底させることがむづかしく、やむを得ず町名地番の方法によらざるを得なくなつてきております。

国では、住居表示制度を確立し、町名地番の混乱からこれをすみやかに整理するため、昭和35年度に町名地番整理の実験都市として、東京都荒川区、埼玉県川越市、宮城県塩釜市の三つを選んで実験をおこない、

さらに昭和36年、総理府に「町名地番制度審議会」が設置され、国の方策とし

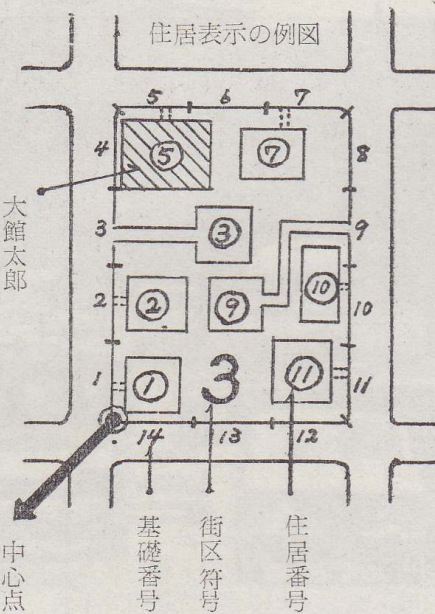
てこれを実施すべく立法化にふみきり、昭和37年5月「住居表示に関する法律」が公布施行されることにも、秋田市など68の都市を町名地番整理の実験都市に指定して作業を進行させ、全国の市街地が昭和41年度までに作業を完了するように法律で定められました。

大館市でも、この法律にもとづいて住居表示整備事業を実施するについて議会の承認を得ましたので(6月23日)

昭和41年度まではとりあえず混乱のはげしい旧大館市内をおもに町名整理をおこないます。

本年度はさしあたり御成町全地域の実施をめざし、準備調査をおこなつておりますのでご協力してください。

どんな方法でおこなうか



この場合の表示方法は「大館市〇〇町3番5号大館太郎」になります。

△方式

街区方式——街区を設定して一定の方式で街区符号をつけ、さらに街区ごとに起番して街区内の建物に一定の順序で住居番号をつける。

△町の大きさ

現在、市内62町内のうち1町内で面積6,600~825,000平方メートル(24~25万坪)。世帯にして15~300世帯とまちまちであるため、これを66,000~165,000平方メートル、100~150世帯程度に標準化する。

△町の境界

道路、河川、水路、鉄道など、はつき

りわかる線できめ、境界を鮮明にする

△町名のえらび方

現在の通称町名をそのまま採用してもよいが、読みにくいもの、語調のわるいものは変える。

新たに町名をつけるときは、当用漢字で3字程度にする。

全市内を通じて同じ町名や類似の町名をなくする。

△街区符号は数字を用い、市の中心点(審議会で決定)に近い方から順次につける。

住居番号は左図のように街区の境界線を10メートル間かくで区切り、住居番号によつて右まわりでつけます。

住居表示の作業がおわれれば

△住居表示台帳を作成

市役所に住居表示台帳(500分の1の図面)を備え、みなさんの家の住居番号を登録しておき、新築や異動があつたときはそのつど変更の手続きをとります。

△住居表示番号の周知徹底

新しい町名、街区符号、住居番号がままりますと、各世帯にその番号を通知し、住居表示板(住居番号を書いたもの)を無料でとりつけるとともに、各街区の角に鉄板製ホーロー仕上げの街区表示板をとりつけます。

△公簿の書きかえ

新しい住居番号がままりますと、住民票や印鑑票、学籍簿など、市役所や各官公署のいろいろな台帳が書きかえられますから、すべて新しい住居番号によらなければなりません。

住居表示の整理を行うには、市民のみなさんのご意見によつて便利でわかりやすい町名にするため、なつとくのゆく話合いをし、住民表示整備審議会にはかつて仕事をすすめます。

審議会の構成は15名で、市議会議員や法務局、郵便局、警察署などの職員、学識経験者、実施区域の代表および、市の職員からなり、いろいろ話合つていただいてよりよい住居表示をつくります。

明るく住みよいまちづくりには、このような市民生活を便利にする町名整理もたいせつなことです。

きれいなまち、近代的なまちづくりにあわせて、住居環境づくりにも、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。